

カンボジア王国憲法第 34 条（新），第 42 条，第 49 条，第 53 条 及び第 118 条（新）の改正法

第一条

カンボジア王国憲法第 34 条（新），第 42 条，第 49 条，第 53 条及び第 118 条（新）は，次のように修正する。

第 34 条（新，その 1）

両性のクメール市民は，選挙権及び被選挙権を有する。

18 歳以上の両性のクメール市民は，選挙権を有する。

25 歳以上の両性のクメール市民は，国民議会議員に立候補する被選挙権を有する。

40 歳以上の両性のクメール市民は，上院議員に立候補する被選挙権を有する。選挙権及び被選挙権の制限に関する規定は，法律でこれを定める。

第 42 条（新）

クメール市民は，団体及び政党を結成する権利を有する。この権利は，法律でこれを定める。政党はいずれも，国益を優先させるものとし，直接的にも間接的にもカンボジア王国の国益及び国民の利益に影響を与える行為を行ってはならない。

クメール市民は，公共のための団体，相互扶助，国家の業績及び社会秩序の維持に参加できる。

第 49 条（新）

すべてのクメール市民は，憲法及び法律に従わなければならない。

すべてのクメール市民は，国益を優先させ，直接的にも間接的にもカンボジア王国の国益及び国民の利益に影響を与える行為を行ってはならない。

すべてのクメール市民は，国家の建設及び防衛に貢献する義務を負う。

国家防衛の義務は，法律の定めるところに従い，履行する。

第 53 条（新）

カンボジア王国は，永世中立主義及び非同盟主義について，これを永久的に堅持する。カンボジア王国は，近隣諸国及び世界のその他の国との間で相互に肯定的で平和的な関係を築きながら存続する。

カンボジア王国は，他国を侵略せず，いかなる形でも直接的にも間接的にも他国の内政に干渉せず，あらゆる問題について平和的な方法により解決するとともに，相互の利益を尊重する。

カンボジア王国は、いかなる形でもその内政に関して他国からの干渉を一切受けない。

カンボジア王国は、自国の中立性にそぐわない軍事的友好関係の締結又は軍事同盟への参加を行わない。

カンボジア王国は、国際連合から要求された枠組みに基づく場合を除き、自国の領土内に他国に軍事基地を置かせず、また自国軍の基地を外国に置くことを認めない。

カンボジア王国は、自国の防衛及び公共の秩序と安全の維持を目的とする外国からの軍事装備、武器、弾薬、軍事訓練等の援助を受ける権利を留保する。

第 118 条（新，その 1）

閣僚評議会は、カンボジア王国の政府である。

閣僚評議会は、1 人の首相によって統率され、副首相並びに上級大臣及び国務大臣をその委員とする。

第二条

本憲法第 118 条（新）は、第 6 期国民議会から実施する。

第三条

本憲法は、直ちに公布する。

プノンペン 2018 年 2 月 27 日

署名及び押印

国家元首代行 Samdach Say Chhum